

区内の生産緑地地区一覧の確認方法

(例：生産緑地地区第70号の場合)

- 「地図情報ねりまっぷ」で生産緑地地区に指定された区域を調べると、「生産緑地地区」の項目に生産緑地地区番号と町名が表示されます。

【都市計画情報一覧】 令和6年11月29日 印刷

用途地域等	東京都市計画区域/市街化区域
用途地域	第一種低層住居専用地域
建ぺい率 (%) / 容積率 (%)	50 / 100
高さ制限 (m)	10
敷地面積の最低限度 (m ²)	80
高度地区 / 最低層高度地区 (m)	第1種 / 一
防火指定	準防火地域
日影規制(5-10m,10m超) / 測定面 (m)	4時間,2.5時間 / 1.5m
地区計画等	
地区計画	—
隣接地区計画	—
その他地域地区等	—
高度利用地区	—
風致地区	—
特別緑地保全地区	—
生産緑地地区	70早宮
再開発促進地区 / 指導要綱の適用	—
防災再開発促進地区	—

その他地域地区等	
高度利用地区	—
風致地区	—
特別緑地保全地区	—
生産緑地地区	70早宮
再開発促進地区 / 指導要綱の適用	—
防災再開発促進地区	—

「生産緑地地区」の文字をクリックすると、区ホームページの生産緑地地区のページに移動することができます。

4 面積の右側に、生産緑地地区の指定年を示しています。

下例の場合、「平成4年」「平成16年」のマスの色付けされているため、「生産緑地地区第70号は、平成4年と平成16年に指定された」ことを示します。

番号	位置	面積	旧法																		
			昭和50年	51年	60年	61年	平成4年	5年 6月	5年 10月	6年	7年	8年	9年	10年	11年	12年	13年	14年	15年	16年	17年
70	練馬区 早宮二丁目地内	3,850					■													■	
73	練馬区 早宮二丁目地内	1,380					■														■

※ 一部の生産緑地地区は分割されています。

この場合、元の生産緑地地区から分割の都市計画変更を行い、新たな番号を割り振った年を最初の「追加」として表記しています。

分割した場合、分割された生産緑地地区の指定年は、分割前の生産緑地地区の指定年と同じです。

(例：生産緑地地区第801号の場合)

番号	位置	面積	旧法																	
			昭和50年	51年	60年	61年	平成4年	5年 6月	5年 10月	6年	7年	8年	9年	10年						
596	練馬区 大泉町二丁目地内	7,670					■													
800	練馬区 南大泉三丁目地内	3,050																		
801	練馬区 大泉町二丁目地内	950																		
802	練馬区 大泉学園町五丁目地内	1,520																		

生産緑地地区第801号は、平成9年に第596号から分割の都市計画変更を行いました。第596号は平成4年指定のため、第801号も同様に「平成4年指定」となります。

5 区ホームページ上の「告示年月日および番号一覧表」を確認いただくと、生産緑地地区の告示年月日と告示番号の確認ができます。

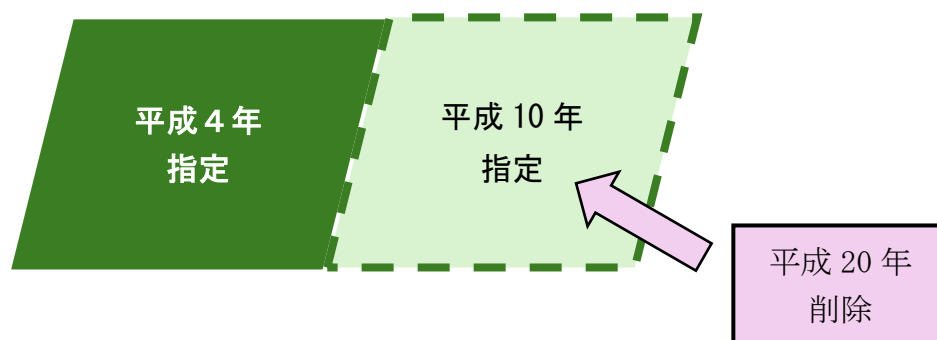
(注意点)

- 1 一覧表には、**現在指定されている生産緑地地区**を示しています。既に地区の全部を削除している生産緑地地区については、一部の分割前の地区を除き、一覧表に記載しておりません。
- 2 一覧表の右側は、生産緑地地区別に都市計画変更を行った年を、変更内容別に色付けしています。

(例)

下記の生産緑地地区は、平成4年と平成10年に指定されました。その後、平成10年に指定された生産緑地のみ、平成20年に削除の都市計画変更を行いました。指定区域としては、平成4年に指定された区域のみが残っている状態です。

この場合、一覧表には「平成4年」「平成10年」のマスに追加（緑）の、「平成20年」のマスに削除（桃）の色付けをしています。



- 3 一部の生産緑地地区は、「旧法」というマスに色付けをしています。
平成3年の、生産緑地法改正以前に指定された生産緑地地区を、「旧法